

会則プロジェクトにおける議論の内容について

黒字は地の文

赤字は改正点

緑・青はコメント

ピンクは今後の課題

日本気球連盟会則

日本気球連盟会則は、日本熱気球連盟として発足した 1973 年 9 月 7 日より施行された日本熱気球連盟

会則をもとに作成され、その後、組織名称の変更に伴い、改正が加えられたものである。

前文にある「日本気球連盟会則は.....1977 年春より施行、.....」ですが、日本気球連盟への名称変更は 1975 年 4 月 1 日施行と理事会で決定しています。それ故、1975 年 3 月 23 日（新潟県柏崎市）第 2 回総会で承認されたはずでは

- 1973 年 8 月 25 日 日本熱気球連盟設立
- 1973 年 9 月 7 日 日本熱気球連盟正式発足
- 1975 年 4 月 1 日 名称変更 日本気球連盟 へ（新潟 柏崎の総会にて）
- 1977 年 4 月 24 日 名称変更に伴い日本気球連盟会則へ
- 1979 年 4 月 8 日 改正（東京総会にて）
- 1980 年 4 月 6 日 改正（東京）
- 1982 年 4 月 3 日 改正（東京）
- 1986 年 4 月 6 日 改正（東京）
- 1989 年 4 月 9 日 改正（佐賀）
- 1991 年 4 月 7 日 改正（渡良瀬）
- 1992 年 4 月 26 日 改正（渡良瀬）
- 1993 年 4 月 25 日 改正（渡良瀬）
- 1994 年 4 月 24 日 改正（古河）
- 1996 年 4 月 21 日 改正（古河）
- 1997 年 4 月 13 日 改正（古河）
- 1998 年 4 月 26 日 改正（所沢航空発祥記念館）
- 2000 年 4 月 16 日 改正（古河）
- 2008 年 1 月 27 日 改正（古河）
- 2010 年 7 月 4 日 改正（臨時総会 東京）

2011年 2月6日 改正 (東京)

2012年 2月5日改正予定? (東京)

それぞれの改正時を「月」だけでなく「日」まで入れる

機関紙編集長に調べてもらう

総会の場所を入れる

上士幌での総会の日時をチェック

【日本気球連盟の理念】

- ・気球の安全水準の向上と普及発展を促進します
- ・気球による地域振興、文化育成、感動の創造に寄与します
- ・気球を通じて国際交流や親善に貢献します

この『理念』は会則の前文に当たり、

発行後は会則に準じ、変更などの手続きは総会によることとなる

10月の理事会で文章承認

第1章 総則

1-1 この会は、日本気球連盟(以下「連盟」という)と称する。

1-2 連盟は、営利を目的としない航空スポーツ団体として、気球愛好者の親睦を図り気球飛行の安全と技術の向上に務め、併せてその研究を目的とする。

1-3 連盟の主たる事務所を、東京都港区新橋 1 丁目 18 番 1 号 財団法人日本航空協会内におく。

理念に伴って総則を変更するかどうか議論したが、

全てが1-2の中に含まれると考える。

よって、変更なし

第2章 事業

2-1 連盟は、1-2の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 国際航空連盟(F.A.I.) 気球部門での活動
- 2) 乗員の技能検定の研究と運営、機体の耐空性審査の研究と運営
- 3) 気球の運航に関する研究と運営
- 4) 気球に関する講習会、展示会などの主催、公認および後援
- 5) 気球競技会的主催、公認および後援
- 6) 気球に関する調査研究及び情報交換
- 7) 機関誌の発行

将来電子化することがあるかもしれないが、

「機関紙」はWEBマガジンといった表現があるようにここでは、
機関紙の発行とするのみ

8) 上記に付帯する一切の事業

この項も理念を受けて項目の追加を考えたが、今までどうりで充分であろう

第3章 会員

3-1 連盟には、連盟の目的に賛同する人は誰でも入会し、会員になることができる。

3-2 会員は、会費のほか定められた費用を納めなければならない。既納の会費及び諸費用は、いかなる理由があっても返還しない。

3-3 会員には、**正会員・家族会員・法人会員の区別を設定し**、それぞれの資格や運用の詳細は、理事会によって定められる。

新たな会員資格については企画局での決定を待つ

会員の新たな分類を作ったときは会費に関する細則との整合性に注意

さらに、他の規則の見直し。例えば熱気球操縦技能証明制度のPut条件など。

トレーニングについては、正会員が望ましいと考える

3-4 会費の額やその他連盟がその事業の為に定める費用の額は理事会によって定められる。

3-5 会員は、会則・細則・規定・制度等を守らなければならない。

3-6 本連盟の主旨及び会則に著しく反する行為のあったときは、理事会において出席理事の3分の2以上の同意をもってこの会員を除名することができる。

理事の罷免規定は会員による投票で選ばれているので作りにくい。

山口元理事の横領時の理事罷免は、この規定の運用で行った。

第4章 理事及び役員

4-1 理事

1) 理事の**定員は8名**で任期は2年とし、1年毎に半数が改選される。ただし再選を妨げない。

理事の定数が会則、細則にあるのみなので、定数を会則に入れる

【プロジェクト内で提起された意見】（ここから★★★★★）

- ・そもそも連盟の運営（舵取り）に多数の理事は要らない。
- ・全国を数ブロックに分けて各々から一名ずつという支部制の様な体制があれば数人で良い。

- ・ 過去、地域懇談会のような形態をとったこともあったが、理事会を地域代表制として選挙するのは難しいのではないだろうか。
 - ・ 正常な議論をするには6人は必要。
 - ・ 現状維持。ただし、役員兼任については理事機能を果たす上で本来好ましくないの
- で、これを改善して行くことで純粋に理事として働ける様にする。
- ・ 全国の会員の意見を代表的に網羅する為にはもっと人数が必要。
- (参考: 「[news_jbf:00196] 連盟会則プロジェクト通信 7」)

- ・ 理事の地域: 九州2名・関西1名・東海1名・関東1名・北陸1名・北海道1名(2011現在)。
 - ・ 会員の地域 関東: 425名・九州: 374名・北海道: 197名・関西: 158名・東北: 136名・東海: 129名・中国: 68名・北陸: 58名・四国: 4名。
- (09年のデータ(機関誌136号から地域割と会員数は引用、海外と法人は除く))
- ・ 理事の数が少なくなりすぎると連盟の議論の継続性が薄くなってしま
 - う。
 - ・ 「山口事件」のような場合の理事の責任と権限についても考えていく必要性あり。
- (参考「[news_jbf:00126] 連盟会則プロジェクト通信 4」)
- 【プロジェクト内で提起された意見】(ここまで★★★★★)

2) 理事は、理事候補者のなかから、**正会員による投票**で選出される。

「郵送による」を削除 今後WEB投票も考えていい。
携帯のメールなども利用すれば、投票率が上がるとともに、経費も節約になると思われるため。

理事は、日本気球連盟「正会員」による投票により選出される。

この「4 理事及び役員」の項で会員・正会員の使い分けが曖昧_全部「正会員」に統一のこと
選挙細則には期間限定なし

選挙権の期間は選挙細則5-1と不整合

_細則で定義されていれば、会則にいらないけど3ヶ月のほうがいいかな?
選挙公示日が曖昧

3) 理事候補者は、本人の同意のもとに2名以上の正会員によって推薦された1年以上入会している正会員でなければならない。

4) 選挙管理委員会は適切な時期に理事選挙を公示し選挙を実施する。

4-2 理事長および副理事長

- 1) 理事長1名並びに副理事長1名は、理事会において互選する。
- 2) 理事長は、この連盟を代表し、業務を総理する。
- 3) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4) 理事長並びに副理事長の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

4-3 機関及び役員

- 1) 連盟は、第2章の事業を行なうにあたり、適切な機関を設け役員を置く。
- 2) 連盟は、理事長の任命により会員の中から以下の役員を定める。

企画広報局長 1名	会計局長 1名
事務局長 1名	選挙管理委員長 1名
国際局長 1名	スポーツ委員長 1名
会計監査 2名	事故調査委員長 1名
安全委員長 1名	

- 3) 各局員並びに各委員はそれぞれの局長もしくは委員長が任命する。
- 4) この項に定める役員および各局員並びに各委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4-4 連盟は理事長経験者の中から名誉会長を置くことができる。

- 1) 名誉会長は理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 2) 名誉会長は理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 3) 名誉会長の任期は特に設けない。

4-5 理事ならびに4-3 2) に定める役員の職務に対しては報酬は支払われない。業務に要した経費は理事会が認めた範囲で支払われる。

4-6-1 4-1 に定める理事に心身の故障、その他やむを得ない事情の生じた場合、本人から辞意の表明が合った場合、理事長は理事会の同意を得てこれを承認する。

理事の解任規定であるが、この規定が選挙で選ばれた理事に適応してよいのか？

罷免規定ではない

4-6-2 4-3 2) に定める役員に心身の故障、その他やむを得ない事情の生じた時、理事長は理事会の同意を得てこれを解任できる。

役員解任規定

4-7-1 4-1 に定める理事に欠員が生じた場合、過去一年以内に行われた選挙の次点者がいれば繰り上げ当選とし、欠員理事の補充に充てる。次点者が現存しない場合は将来の選挙において次点者が生じた時点でこれを欠員理事の補充に充てる。任期は欠員となった理事の残任期間とする。

理事の欠員補充

(要検討) 欠員がない時点で行われた選挙における次点者は次の選挙までに欠員が生じた場合繰り上げ当選することを認めれば、遅滞なく補充できる。

選挙細則7-3と不整合になる細則で規定するか？ 会則に入れるか？

この理事の欠員による補欠に関しては意見まとまらず
もし補欠選挙などを考えるなら、細則として今後考える
現在は選挙細則に理事の欠員補充はしないとされている

4-7 4-3 2) に定める役員に欠員が生じた場合、理事会が会員の中からこれを選ぶことができ、理事長が任命する。その任期は前任者の残任期間とする。

役員欠員補充

第5章 理事会

5-1 理事会は定員 8 名の理事及び第 4 章で定める理事及び役員により構成され、理事長が理事会の議長を務める。

また議決権は理事がこれを有する。

(変更理由) 問題があるわけではないが、内容として定員は第 4 章で定義した方が適當。

5-2 理事会は理事長が必要と認めた時、または、理事の 3 分の 1 以上からの請求があった時に理事長がこれを招集する。

5-3 1) 理事会は、理事の 2 分の 1 以上が出席しなければ開催し議決することができない。

2) 理事会の議決は、出席理事の過半数で決し可否同数の時は議長の決すところによる。

3) 欠席理事の議決権に関する委任は認められない。

5-4 理事会は、連盟の運営に必要な事項について、細則や規定および制度等の制定もしくは改廃行なうことができる。

5-5 理事会に付議すべき事項は次の通りとする。

- 1) 連盟の行なう事業の基本方針の策定に関すること
- 2) 予算の補正
- 3) 役員の選出
- 4) 前各号に掲げるもののほか、連盟の運営に関して必要なこと

5-6 理事会の議事については議事録を作成し、これを保存する。また、議事録を会員に速やかに公表しなければならない。

第6章 総会

6-1 総会は、理事会もしくは会員の 3 分の 1 以上の要請により、理事長が招集する。

6-2 その議事は総会出席者の過半数の同意をもって議決する。**出席は委任状に代えることができる。**

総会の成立定数について議論は行ったものの、「設立定数を定めるべき」「決める必要なし」の両者について結果でず。

会員へのアンケートにおいても議論が分かれていた。

しかし、議案の事前提示・委任状の使用は今後行っていくべき。

その為にも、来年は理事会の翌日の総会は時期をずらしたほうが望ましいのではないだろうか。

【プロジェクト内で提起された意見】（ここから★★★★★）

- ・定数規定のない総会は、その議決の根拠がないことになる。
- ・定数規定がないために、総会という会員との唯一の制度的なつながりを軽視してきたため連盟運営側と一般会員との乖離が生まれ、「山口事件」発生の土壌をつくった。
- ・定数を決めた場合、成立を過半数とするなら委任状の活用が必要だが、委任状制度の実質的な運用には総会議事の事前配布や委任状の回収作業など膨大な作業が発生し現在の事務局体制では不可能。
- ・そもそも、委任状が過半数回収できるような会員状況ではない。
- ・現状を放置して「できない」といつまでたっても状況は変わらない。

【プロジェクト内で提起された意見】（ここまで★★★★★★）

6-3 総会の議長は総会出席会員より選出する。

6-4 総会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- 1) 事業計画の決定と事業報告の承認に関すること
- 2) 予算の決定および決算の承認に関すること
- 3) 役員人事の承認に関すること（理事は選挙で選ばれているので紹介の

み)

- 4) 会則の制定および改廃に関すること
- 5) 連盟の運営に関して重要なこと
- 6) 連盟の解散に関すること

8-2に規定があるのでここに記載したほうが良い

総会の成立定数 会員の過半数

委任状条項

成立しなかったら 連盟事業の停止 パイロットライセンスの発行業務停

止

予算成り立たないなど問題が多い。

速やかに臨時総会を開くといった方法もあるが、それは現実的ではない。

臨時総会が成立しなかったら？延々つづけるのかな？

今のところ任意団体だし、総会不成立の場合は事業計画も予算も暫定で実施することを公示し、3ヶ月以内に臨時総会での決議がない場合は当初付議された議案は確定するというようにしてはどうだろう。文句があれば会員が臨時総会を要求すればよい。

委任状については、会費納入の際の記入欄に「総会欠席時は、議長に委任する(はい、いいえ)」というのを設けて年中受け付ければ、手間も掛からないし総会成立の見通しが立てやすくなる。がこの方法は結局総会の形骸化を招き意味がない。

いずれにせよ、過半数の定数を設けるということができれば他のほかの会則はどうでもいいぐらい重要なポイントだとおもう。

総会の成立定数を決め、委任状の形式を取るならば、総会担当の新たな役員が必要。

事務局では追いつかない。

第7章 会計

7-1 連盟の事業に関わる経費は、各会員の会費、各種の費用及び寄付などの収入のうちから支弁する。

7-2 連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終るものとする。

7-3 会計は毎年度末に会計士あるいは税理士が決算書を作成し、会計監査による監査を受けた後、それを理事会に提出しなければならない。原則として、監査作業を会員に対して公開する。

理事会は、決算に関して総会で承認を受けなければならない。

第三者が決算作業に加わることを会則で規定する

第8章 会則の変更及び解散等

8-1 この連盟会則を変更しようとする時は、理事総数の3分の2以上が出席した理事会においてその3分の2以上の同意を得た後、総会で承認されなければならない。

8-2 この連盟を解散しようとする時は、理事総数の3分の2以上が出席した理事会においてその3分の2以上の同意を得た後、総会で承認されなければならない。

8-3 この会則はこの連盟発足の時（1973年9月7日）より、有効とする。

第9章 責任の範囲

9-1 この連盟は、連盟の許可・認可・証明及び依頼のもとに行われた行為であっても、その結果起こった損失に対していかなる責任も負わない。また、会員は連盟に補償を要求することはできない。